

遠軽町学校給食アレルギー対応方針

1 基本的な考え方

学校給食における食物アレルギー対応については、食物アレルギーを有する児童生徒が、他の児童生徒と同じように給食を楽しめることを目標とします。

アレルギー症状を発症させないことを前提として、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の活用による医学的な根拠に基づき、各学校調理場及び生田原・丸瀬布学校給食センター（以下「調理場等」という。）の能力及び施設設備等と食物アレルギーを有する児童生徒の実態を総合的に判断し、安全性を最優先とする対応食の提供を行います。

2 対応方法

(1) 対象者

医師の診察・検査により、食物アレルギー及び乳糖不耐症と診断されており、原因食品が特定され家庭においても除去食（アレルギーの原因となる食品を取り除いた料理）を行うなど、食事療法を実施している児童生徒を対象とします。

(2) 対応方針

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」による医師の診断と指示に基づき、学校給食における食物アレルギー対応を行います。

学校給食の安全性確保のため、多段階の除去食や代替食提供は行わず、原因食物を「提供するかもしれないかの二者択一」を原則的な対応とし、除去食や代替食を提供していきます。

(3) 給食対応の申請

給食対応を希望する場合は、学校へ申し出てください。

学校との聞き取り調査後、給食対応が必要な場合は、学校から配付される「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（又は診断書）を提出願います。

その際にかかる受診料や文書料は保護者負担となります（医療機関により料金は異なります）。

(4) 給食対応の決定

聞き取り調査と「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を元に、調理場等の実状を考慮のうえ除去食及び代替食の提供が可能であるかを検討し、学校給食における取り組み方法を決定します。

施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合、微量混入で反応が誘発される可能性がある場合など重篤なアレルギー症状を持つ児童生徒においては、学校給食に代えて弁当を持参していただくなど、児童生徒の安全性を最優先に対応を行います。

(5) 給食対応の継続

対応期間は1年間とします。

アレルギー症状等に変化がない場合であっても、学校給食のアレルギー対応や管理が必要な間は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が毎年必要となります。

(6) 給食対応の解除

食物アレルギーが改善され、給食対応を解除する場合は、学校へ申し出てください。

(7) 給食費の減額

給食を全て喫食できない場合は提供を中止し、原則1年間を単位としてその分の給食費を徴収しません。

除去食、代替食及び一部弁当の場合は、給食費の調整は行いません。